

## (2) いじめに対する措置

- (1) いじめと認められる事象や、いじめが疑われる事象があった場合は、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、事実確認、指導・支援体制の確立、関係機関への報告、その他、必要な措置を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、いじめを受けた児童生徒や保護者への支援体制、いじめを行った児童生徒や保護者への指導・助言体制、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるための必要な措置等を検討・実施するとともに、関係各所に適切に指示を行う。
- (3) いじめへの基本的対応を次図のように設定する。

